

決算特別委員会会議録

開会時間 午前 10 時 02 分

閉会時間 午前 12 時 10 分

日時 平成 27 年 10 月 7 日(水)

場所 委員会室棟大会議室

委員出席者 委員長 永井 学
副委員長 山田 七穂
委員 臼井 成夫 浅川 力三 塩澤 浩 杉山 肇
遠藤 浩 水岸富美男 宮本 秀憲 前島 茂松
渡辺 英機 大柴 邦彦 猪股 尚彦 早川 浩
清水喜美男 土橋 亨 安本 美紀 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

総務部長 前 健一

防災危機管理監 堀内 浩将 総務部理事 芹沢 正吾

総務部次長 宮澤 雅史 総務部次長(人事課長事務取扱) 小島 徹

職員厚生課長 半田 昭仁 財政課長 三井 孝夫 税務課長 鷹野 正則

管財課長 中澤 和樹 私学文書課長 森田 貴夫 市町村課長 泉 智徳

防災危機管理課長 山下 宏 消防保安室長 小澤 浩

会計管理者 望月 洋一 出納局次長(会計課長事務取扱) 大柴 節美

管理課長 渡辺 健 工事検査課長 丸山 哲

人事委員会事務局長 原間 敏彦 人事委員会事務局次長 大塚 克秀

議会事務局次長(総務課長事務取扱) 佐野 光一

議題 認第 1 号 平成 26 年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件

審査の概要 午前 10 時 05 分から午前 10 時 22 分まで会計管理者及び出納局次長から概況説明を受けた後、午後 10 時 23 分から午前 12 時 07 分まで総務部・出納局・人事委員会事務局・議会事務局関係の部局審査を行った。

質 疑

総務部・出納局・人事委員会事務局・議会事務局関係

(歳入の状況について)

遠藤委員

1 点は、説明資料 1 ページの歳入の状況についてお伺いします。歳出状況の説明のところで、臨時財政対策債の償還が多くなってきたということで、マイナス 2.7%と説明がございました。3 ページですが、地方交付税のところで、これは国の税収がよくなったこと、それに伴って臨時財政対策債の発行が少なくなったことなどで地方交付税がふえたという説明をされたんですが、本来、臨時財政対策債は後年度負担なので、要するに、対策債の償還がふえてくれば、当然これに見合って地方交付税がふえてくると私は思ったんですが、説明の中ではそういうことがございませんでした。

確認のための質疑ということでお伺いしたいのは、臨時財政対策債を借りる償還が平成 26 年度はどのくらいあったのかお伺いします。

三井財政課長

臨財債の公債費ということで、償還額ということでよろしいでしょうか。公債費につきましては、臨財債は平成 26 年度全体で 199 億円余でございます。前年が 178 億円余でございますから、十数億円ちょっとふえるという状況です。

遠藤委員

ちょっと難しいんですけども、それに伴って地方交付税がふえているという実証とございますか、そういうものが見えるかどうかお伺いしたいのですが。

三井財政課長

交付税の基準財政需要額を算定する中では、しっかり需要額に入っている状況でございます。それ以外に、どうしても県税がふえますと、実質地方交付税といったほうが正しいですが、臨財債と地方交付税を合わせた額は、基準財政収入額がふえたことによるとまた減るということでそれぞれが双方に関連しますので、一つ一つを細かく、ここの部分ですというのはなかなか説明が難しい状況でございます。

(公債費について)

遠藤委員

説明資料 3 ページの説明で公債費のところだったと思いますが、防災会議繰越金に云々という説明があったんですが、その辺を詳しく御説明いただきたいのですが。

大柴出納局次長

こちらの公債費の支出ですが、これは公債管理特別会計への繰出金、一般会計から特別会計への繰出金が増加したことによるものでございます。

遠藤委員

たしかその辺で防災会議という話をされたんですけども、それはどこでしょうか。

大柴出納局次長

私からの概況説明の中に防災会議はないと思います。

(「豪雪災害？」と呼ぶ声あり)

大柴出納局次長

その前の災害復旧費の御説明の中で、平成 26 年 2 月の豪雪により破損しました落石防護網や防護柵などの災害復旧事業費が増加したということで御説明させていただきました。

(事故繰越の内容について)

- 遠藤委員 もう1点、総10ページ、事故繰越がこの中に何件かございます。それぞれ理由を聞けば納得することだと思いますが、事故繰越の庁内管理費、それから電算事務維持管理費、それから防災航空隊費、この事故繰越についての説明をお願いします。
- 小島総務部次長 まず、人事管理費のうちの事故繰越、管理事務費1,982万9,000円につきまして御説明をさせていただきます。これは人事に関連するシステム、職員の出勤等の管理を行います勤務状況システムと旅費システム、この改修の委託をいたしておりました。これがシステムの稼働がテストではしっかりとしたんですが、本稼働をさせたときに障害が発生してしまい、原因の特定をすぐにはできないに至らず、人事異動作業も年度末に近づいてございましたので、繰り越したということでございます。
- 中澤管財課長 続きまして、庁内管理費の事故繰越でございます。こちらは北別館の改修工事、壁とか床の内装の工事の関係ですが、企業局で直接執行した工事と私どもの工事との調整に時間がかかりまして事故繰越となりました。
 続いて、県庁舎耐震改修等整備事業費の事故繰越ですが、こちらは埋蔵文化財の関係、温泉利用施設等が出てきた関係で工事のスケジュールが押しまして、その結果として、新委員会棟への移転等がおくれたことによる事故繰越でございます。
- 鷹野税務課長 続きまして、賦課徴収費に係る事故繰越について御説明をさせていただきます。おおむね県税のシステムというのは県費単独で運営していますので、めったに事故繰越は起きないんですが、これはマイナンバー制度導入に伴いまして県税システムにマイナンバーを取り込むための改修を行ったところでございますが、総務省で仕様の確定がおくれたものにつきまして、これは本県のみでなくほぼ全国、昨年取り組んだところについては事故繰越ないしは明許繰越をさせていただいたところでございます。
- 山下防災危機管理課長 総11ページでございますけれども、消防指導費中の防災航空隊費に係る事故繰越についてでございます。この事故繰越につきましては、消防防災ヘリコプター「あかふじ」の耐空検査時におきまして、その必要な部品の調達に時間を要したための事故繰越でございます。
- 遠藤委員 まず管理事務費でありますけれども、稼働がうまくいかなかったということとで事故繰越になったということですが、業務は手作業でやったということでしょうか。
- 小島総務部次長 もともとのシステムは動いておりますので、新しく改修する部分に障害が発生したものですので、業務には支障がなかったということでございます。
- 遠藤委員 庁内管理費の中で、1つは埋蔵文化財との関係がということ、これは何となく理解はできるんですが、関係機関との調整に時間がとられたというのは、あらかじめ計画の中であって、関係機関との調整が手間取ったというのはどういう状況なのか説明いただけますか。
- 中澤管財課長 工事がまず順々におくれてしまったという点が1つございます。それから、

その後、新委員会棟へ移転をして、その移転をした後のところにまた工事が入る、その部分もおくれてしまったわけなんです、そういった移転スケジュール等の関係の調整といったこともございまして、このような表記とさせていただいております。

遠藤委員 もう1点ですが、「あかふじ」が部品の調達がおくれたということですが、その間の業務の支障はあったのでしょうか。

山下防災危機管理課長 消防防災ヘリコプターの運航不能期間におきましては、隣県でございます長野県あるいは静岡県等と運航不能期間における相互応援協定を締結してございまして、各関係県におきまして相互にカバーアップする体制をとってございます。

遠藤委員 何日間でしょうか。

山下防災危機管理課長 1月6日から5月14日までの129日間でございます。

遠藤委員 129日間と聞いて驚いたんですが、これは他県では例があるのでしょうか。これが普通でしょうか。

山下防災危機管理課長 通例、耐空検査におきましては約2カ月弱を想定してございますけれども、今回は損傷部分が非常に難しい部分でございまして、それに時間を要したということでございます。当然ヘリコプターは航空機ですので、他県におきましても同様の修理期間を要するという例はございます。

遠藤委員 ヘリコプターのことよくわからないんですけども、調達に時間がかかったということですが、どういうところですか。

山下防災危機管理課長 隔壁部分の通例見つかりにくい場所ですけれども、亀裂がございまして、そちらの修繕を行ったものでございます。

遠藤委員 場所はどの辺にあるんですか。

山下防災危機管理課長 乗務員と申しますか搭乗するキャビンと後方のエンジン部分、こちらにあります隔壁でございます。

(職員手当等の不用額について)

小越委員 歳入歳出決算報告書、大きいところですけども、117ページ、人事管理費、職員手当等の不用額、1億400万円だと思っておりますけれども、この1億の不用額、職員手当、この中身について教えてください。

小島総務部次長 これにつきましては、研修関係の経費が残っております。あるいは研修所の運営経費、大きなところでいきますと退職手当の執行残といったところがございます。

小越委員 先ほどの青いファイルの出4ページ、出納局の最後の不用額、給与管理費、職員給与費等執行残33億4,600万円ですけども、この内訳はどういう状況でしょうか。

大柴出納局次長 出 4 ページの不用額、給与管理費 33 億 4,690 万円余の内訳についてですが、手元に内訳等はありませんが、内容としましては、こちらの特別会計で管理しております知事部局、教育委員会、警察本部、各行政委員会の職員 1 万 2,898 人分の給与費につきまして、年度途中で退職、また育児休業や休職等の発令による執行残、それから、実績払いの手当等による執行残、これらになります。

小越委員 出 4 の集中管理特会に出している給与管理のところでは 33 億円、かなり大きな数字だと思うんですけども、今の御説明で、手当の残、それから、休職されている方というのがあったので、その内訳はわかるでしょうか。

大柴出納局次長 今、手元にそのデータを持ってはいませんので、また確認をしまして提出するようにいたします。

小越委員 職員の人数と、今お話がありました、休まれている方、傷病されている方の傷病手当とか、休職されている方の人数はわかりますか。できればその資料をいただきたいんです。33 億円、ちょっと金額が大き過ぎる。今の職員の人数、それから、病気とかでお休みされている方、それから、どういう手当が幾らぐらい残なのかわかりましたら教えていただきたいんです。

大柴出納局次長 対象となる職員数、休職者数、手当の執行残に係る具体的な手当の内容についてのデータをということでよろしいでしょうか。先ほど、この特別会計の給与の部分で対象としている人数について 1 万 2,898 人ということでお話しさせていただきましたが、年度中途の退職等がございまして、人数については年度の中で一定ではございませんので、平成 27 年 1 月支給者数ということであって御説明させていただいたところです。数字が時点時点でかなり変わってきますので、こういったデータでお示ししたらよろしいのか、御指摘、御指導いただければと思います。

小越委員 心配しているのは、これだけ金額が残っていて、本当に職員の人数が足りているのか、そして、いろいろな職員が減らされている中で、オーバーワークになっているんじゃないか、それで休んでいる方がいるんじゃないか、残業手当はしっかり出ているのかということを確認したいので聞いているのであって、先ほど委員長から確認の質問だと言われましたので、その資料をいただきまして、総括審査で、どのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

(税収確保対策について)

どちらにもあるんですけども、総 7 ページ、税収確保対策事業費及び、主要成果説明書 126 ページ、税務課の税収確保対策の実施です。126 ページによりますと、地方税滞納整理機構を中心とした個人住民税の徴収対策の推進というところがあります。個人県民税の徴収率が 93.8%と前年度に比べて上がっている。平成 24 年度が 91.6%、平成 25 年度が 92.5%、そして、平成 26 年度が 93.8%ということで徴収率が上がっています。それから、滞納繰越の金額も平成 24 年度に対して若干ふえたりしていますけれども、この徴収率がふえてきたのはどのような要因からだとお考えかお聞かせください。

鷹野税務課長 平成 25 年度から 26 年度につきましての個人県民税の徴収率の伸びにつき

ましては、現年対策として行いました特別徴収の推進を行った部分が非常に大きかったかと思っております。ですから、現年の徴収率については非常にアップをしております。

それから、滞納繰越額が減った部分につきましても、当然現年の徴収率が上がれば滞納繰越額が減ります。現年のパイが圧倒的に大きいわけですから減ります。それから、滞納繰越につきましても、以前から小越委員から御指摘をいただいておりますように、適正な滞納管理をしておりますので、当然差し押さえ等による徴収もございます。不納欠損等も減っておりますけれども、それはあくまでも経年の中でそういったものが整理されてきたと理解をいただければと思っております。

小越委員 126 ページに、税収確保のため市町村と連携したというところがありまして、滞納整理機構から市町村への職員の派遣があったと思うんですけれども、その状況についてお示してください。

鷹野税務課長 2 班が半期ごとで 4 市町にお邪魔をいたしまして、前半が富士河口湖町と富士吉田市、後半が北杜市と南アルプス市で行ってまいりました。細かいものにつきましては、それぞれの市町村での取り組みになりますので、県としてもざっくりとしたまとめはしておりますけれども、こういうふうにならざるを得ないかはお示しできませんが、伺った市町村からは、徴収に対する考え方についていろいろ勉強になったと御意見をいただいているところでございます。

小越委員 富士吉田市、富士河口湖町、北杜市、南アルプス市に行かれたということですが、そこでの合同になったときの差し押さえや検索の件数などの取り組みがわかりましたら教えてください。

鷹野税務課長 細かい資料は持ってきてないので、もし必要があれば、後ほどお示ししたいと思います。

小越委員 その資料をいただきましてまた総括審査でお聞きしたいと思います。滞納整理機構から市町村への職員の派遣によって、市町村の取り組み状況がどう変わったのか。市町村だけの差し押さえなり、滞納処分なり、換価とか、執行停止のことはどのように変わったのでしょうか。

鷹野税務課長 既に今年で 8 年目の取り組みで、これを派遣する以前に既に 6 年間やってきておりますので、正直言って、どこまでと言われると...、先ほどの資料がありましたので、それを含めて御説明をさせていただきたいと思っております。上期の富士吉田市につきましては、機構の職員と富士吉田市の職員が組んで行ったわけですが、滞納整理対象額 4 億 7,000 万円余のうち 1 億 4,000 万円余を整理したと報告を受けています。それから、差し押さえ件数につきましては 100 件、検索は 70 回で 4 対象、タイヤロックについては 2 件ということで行ってございます。

富士河口湖町につきましては、3 億 8,000 万円余の対象に対して 6,000 万円余。差し押さえが 44 件、検索件数が 3 件、タイヤロックが 11 件。

下期の北杜市につきましては、1 億 3,000 万円余の対象に対して 4,500 万円。差し押さえ件数が 82 件、検索が 14 件、タイヤロックが 9 件。

南アルプス市が、1 億 6,000 万円余に対しまして、滞納整理額が 3,900 万円余、差し押さえ件数が 69 件、検索が 5 件、タイヤロックが 1 件となっ

ております。

どのように変わったのかというなんですけれども、特に今回派遣をさせていただいた手法的には既に一通りのレベルには達していると考えております。あとは、マネジメントとか、対応のもっと細かいところ、要するに、座学でなかなか伝え切れない OJT 的なところを指導してきたと考えております。

小越委員 先ほど富士吉田市で、4 件 70 回の検索ですが、70 回も検索に行ったのは多過ぎるような気がするんです。

鷹野税務課長 その辺につきましては現場の判断、それは、当然、県の職員が行って指導はするわけですが、現場の市町村の判断もあっての件数だと理解しております。

小越委員 検索に当たっては、県と市町村の合同検索による実施も行われたと思うんですけれども、その状況はどうなっていますか。

鷹野税務課長 正確には覚えていませんが、昨年数件実施はしております。たしか笛吹市とか中央市を中心に何件か行っております。大体のところは 1 回か 2 回行けば終わるということではありますが、県の対象も含めて定期的に複数件行っているところはあるとは聞いております。

小越委員 それはまた資料をいただきたいと思います。県と市町村の合同検索によって検索に入られているが、滞納額がそんなに高くないところも行った、行っても差し押さえる物件はなかったという報告も聞いております。検索にやたら行って何も差し押さえるものがなかった、滞納金額はそんなになかったというのはいかがなものかと思しますので、総括審査で、先ほどの資料をいただきまして、詳しく聞きたいと思います。

(県税収入について)

県税収入の説明の中で、昨年よりも県税収入はふえたという御説明でした。その中で、企業収益が増加したというお話があったんですけれども、そのことについて、どのような企業がどのくらい伸びたのか、どう分析されているのかお示してください。

鷹野税務課長 どこの企業がというのは守秘義務の関係がありますので差し控えさせていただきますが、傾向とすれば、本県は製造業が中心です。あとは、精密機械工業の会社の決算が良好であった。それから、その前の年に合併等で特損が出たところが通常どおりに戻ったとか、そういったものが目立って大きなものとしてはあります。

例年ですと、私ども県税の納付の上位の 20 社、これは年によって若干変更はあるんですけれども、20 社がどのくらいの割合を占めているかとかというものを見るんですが、昨年場合は大規模なところと中小企業もそれなりに税収が、上位 20 とか 100 と同様に上がってきたと理解をしております。

小越委員 税収が上がった要因は、なぜどうやって売り上げを伸ばしたとお考えか、わかったら教えてください。

鷹野税務課長 税は申告をいただくだけなので、もし必要があれば産業労働サイドに聞いていただければと思います。

小越委員 企業収益といいましても、そこは金のところだけを見ているとわからなくなって、次どういう手を打つのかというのを全体で考えなければならないと思っております。

(基金に関することについて)

それで、先ほどのところで、基金の取り崩しを回避できた。88億円計上していたけれども、回避することになった。基金を回避して、なおかつ基金を積み立てることになったという理解ですけれども、なぜ基金を88億円取り崩す予定だったのに回避できたのか、その上さらに基金をたしか1億円何ぼ積んでいると思うんですけれども、それはどういう理由からですか。

三井財政課長 まず基金の積み立てですが、平成26年度は運用益だけで、積み立てはしてございません。

なぜ回避ができたのかでございますが、当然予算を当初計上するときには、足りなくなるとはいけないということもありますので、十分な予算を見ております。予算を執行する中で不用になってきたら、2月とかで補正を行う、減額補正等を行ってできるだけ予算に合わせていくという作業をするわけですが、今回、昨年度につきましては、税収の増とかいったもので当初に比べて入りが大きくなった部分があると思います。そのほかには、執行段階での節減努力等を行う中で、最終的な段階で基金の財源対策部分を回避することが可能であったというふうに理解しております。

小越委員 県が発表しておりますホームページに載っている、平成26年10月27日月曜日の第13回市場公募地方債発行団体合同IR説明会によりますと、この基金残高は、平成24年の決算値ではありませんけれども、首都圏近郊9団体の中で、人口1人当たり山梨県は1位ですよね。全国的にも第3位と。人口1人当たりの基金残高、保有高はすごい上位ですよね。県の標準財政規模当たりの多いほうからも、首都圏では第1位と。全国でも第4位。その反対に、地方債の残高は、多いほうから首都圏では9位と、全国的にも多いほうですね。基金もあって、借金もあるという考え方は、どうしてこうなるのか。基金を260億円も積んで、もっと違うところに使うようなことを考えなかったのかということだけど、基金が多過ぎるんじゃないかと思うんです。

三井財政課長 人口1人当たりとか財政規模というのでは確かに基金は非常に高いということで、そういう意味では、一方ではそれだけいざというときの余裕があるという状況でございます。ただ、どうしても財政運営というのは、一方では規模による効率性もございまして、小さな地方公共団体でもやらなければならないことは同じようにあったりすることもございますので、必ずしもその数字でたくさんため込んでいるんだという認識はございません。県債残高が多いんじゃないかというお話もございまして、それにつきましては、全国規模でもなかなか実質公債費比率等も高いので、一生懸命計画的に削減に努めているという状況でございます。

小越委員 基金があって、借金もあって、返済しなくて、いろいろなものを縮小してという、この考え方について、総括審査で聞きたいと思っております。

(議会費について)

歳入歳出決算報告書の 115 ページ。歳入歳出決算報告書の議会費 9 番、旅費、不用額 2,000 万円というのは、これは先ほど説明があったところと、わからないんですけれども、90 万円の海外視察研修のお金の旅費なのか、それとも、政務活動費、いろいろなものを含めてなのか、この 2,000 万円の内訳を教えてください。

佐野議会事務局次長 2,000 万円の内訳でございますが、海外研修旅費執行残 1,800 万円、そのほかに議員の応招旅費とか、委員会の県内・県外等の旅費、政策提言等の政策条例作成委員会がございますが、そちらにかかる旅費等でございます。

小越委員 そうしますと、先ほどのこの水色のファイルの議会事務局の議 1 ページの、雑入で 1,164 万 6,000 円、それから、後ろのページの議会運営費執行残のところ、4,800 万円。今の説明でいきますと、議 2 ページの 4,800 万円の議会運営費残は、2,000 万円のほかに約 2,800 万円あるというんですけれども、それはどういうことでしょうか。

佐野議会事務局次長 不用額のうちの 4,800 万円のその他ということでございますが、政務調査費の交付金 822 万円余の残、それと、改選期最後の年でしたので、予算特別委員会が開かれませんでしたので、それにかかわる県議会中継費 500 万円等が主なものでございます。

小越委員 先ほどの議 1 ページのところ、雑入の 1,164 万円のうち、海外視察の 850 万円の返還金のほかに、政務活動費の返還金 313 万円、過年度とあったんですけれども、これは平成 26 年度ではなく、平成 25 年度の政務活動費の返還金という理解でよろしいでしょうか。

佐野議会事務局次長 そのとおりです。

小越委員 そうしますと、平成 26 年度の決算なのに、平成 26 年度の政務活動費の返還の金額が入ってないです。私も返還するつもりですけれども、いまだに返還の振込用紙が来ないんですけれども、どうして平成 26 年度決算なのに平成 26 年度のお金として入ってこないのでしょうか。

佐野議会事務局次長 政務活動費につきましては、交付を受けた会派、議員が、毎年度、当該年度の収入と支出につきまして、収支報告書を年度終了日の翌日から起算して 30 日以内に提出することになっております。具体的な暦上は 4 月 30 日までの提出ということになります。その後、提出された収支報告書につきまして審査を行っていただくわけですが、その審査のそれぞれの会派、議員とのやりとりの結果、実績額等の確定等を行っているわけですが、それが出納整理期間を過ぎてしまったものでございますので、翌年度の諸収入として出ているということになります。

小越委員 そういうことになりますと、議員側が出しているけれども、議員とそれからチェックする側のやりとりに時間がかかっているんですけれども、そのチェックは議会事務局がされているんですか。

佐野議会事務局次長 そうです。具体的には、議会事務局職員全員でそれぞれグループごとに、複数チェックという観点から複数を設定した中で審査しております。

小越委員 議員が出したのをもう 1 回チェックしていただく、これは不必要だとか、これは不適切だとかというそういうことでやりとりがあって変えたものがあるのか。費用弁償が出ているときに、同じ日に政務活動費の交通費が出ているというダブリというのは、チェックされているんでしょうか。

佐野議会事務局次長 具体的にはそういうところのチェック、まずは形式的な、本県議会は領収書 1 円以上添付することになっていきますので、まずそれとの整合性、あと、数字上のチェックと合わせまして、具体的なそのところまで及んだところは見ているところでございます。

(県税の不納欠損、収入未済について)

安本委員 まず総 1 ページの 2 つ目の丸に県税の歳入状況がありますけれども、収入済額については、対前年 3.5 % の増ということでお伺いしました。自主財源の確保ということで大変好ましいことだと思います。それで、不納欠損、収入未済の状況を見ますと、前年度に比べてというか、これまでの推移が、資料としていただいております平成 26 年度の山梨県一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書 4 ページ、5 ページの不納欠損額についてはグラフがありますし、収入未済額は 5 ページにあるところです。不納欠損についても、グラフ見ますとすごく少なくなっていますし、収入未済についても、初めてですかね、ここ最近では 20 億円を切るという、県税はいい結果になっています。総 1 ページに、まず不納欠損について主なものということで、県民税と不動産取得税、自動車税とありますけれども、前年の額、今、資料をお持ちでしたら教えていただきたいです。

鷹野税務課長 収入未済額ですか。

安本委員 不納欠損と。

鷹野税務課長 県民税が 1 億 7,000 万円、不動産取得税が 4,000 万円、自動車税が 3,900 万円でございます。

安本委員 県民税の不納欠損が少なく済んだということでもいいんですよね。収入未済も、県民税と不動産取得税と自動車税、教えていただけますか。

鷹野税務課長 収入未済額でございますが、県民税が 15 億 8,000 万円、不動産取得税が 9,200 万円、それから、自動車税が 2 億 400 万円ございました。

安本委員 この時期になると決算が出て、徴収率が出ていたかと思うんですけども、徴収率もすごく上がっているんじゃないかと思えますけれども、全国ランキングみたいな順位は今どうなっていますか。

鷹野税務課長 全国の順位でございますが、今年は 29 位ということですよ。統計が平成 10 年ごろ以降しかございませんので、その前にいつ 20 位台に入ったかわかりませんが、20 位台に入りました。去年は 35 位ございました。

安本委員 そうやって徴収率も上がってきているんですけども、まだまだ収入未済額も大きな金額だと思います。先ほど小越委員からも県民税の市町村との連携と

いう話がありました。あんまりここでは深く議論できないということですが、総括審査の前に、市町村ごとに県税務課として見ておられて、ばらつきというか、まだまだ努力する余地はあるような状況なんではないでしょうか。

鷹野税務課長 私どもとしては、全ての市町村によくなっていただきたいと考えております。ちょっと外れますけれども、まだ市町村の徴収率は全国から見るとまだ低い状態にありますので、私どもも一緒に頑張っていきたいと思っております。

(不用額について)

安本委員 総 11 ページから不用額がずっとあります。個々にお伺いするのも時間もかかるので避けたいとは思いますが、執行残で残すか、最初は減額補正をするかというような議論もあるのかなと思うんですが、執行残としてここに計上する、減額補正する、何か統一的な考え方はあるのでしょうか。

三井財政課長 統一的な考え方というか、とりあえずは、少なくとも 2 月補正の段階では、執行残で 100 万円以上の見込みになりそうなものは全て挙げるような形の整理をします。ただ、見込みでございますので、その中でもまだ不安があったりすると、途中で補助金が足りなくなったり、あるいは給付金が足りなくなったりということは、人相手あるいは事業相手ですので動きます。そういったものは 100 万円以上でも減額補正等はしないです。補正実態が実際に取りまとめるのは 1 月の末がタイムリミットでございます。それからまだ 2 カ月以上ございますので、全てを見通すのは難しい部分がございますし、それから執行していくもの、例えばここで管理諸費、執行残というのは 1,600 万円と、ちょうど御指摘いただいたページのところの不用額の頭でございますが、このうちの議案等の印刷で 1,000 万円の不用額が出ております。議案でございますので、2 月議会が追加とかも含めると、そこまで行かないとしっかりと固まらない、あるいは議会の編成作業中にお金が幾らかかるかというのが固まっていないというようなものがございまして、そういったものが計上されていないと執行できなくなるものについては、ある程度余裕を持って残していく形で対応しております。

(健康管理費執行残について)

安本委員 総 11 ページの不用額の 2 番目の人事管理費に、健康管理費執行残があります。もともと健康管理費は総 5 ページにありまして、7,062 万 9,000 円ということですが、この健康管理費、職員の健康管理だと思いますが、事業の内容について教えていただきたいと思っております。

半田職員厚生課長 1,900 万円の主なものにつきましては、各種健康診断等の経費でございます。

安本委員 全体の健康管理としてどんな事業をやられているのかお伺いします。

半田職員厚生課長 健康管理費の主な内容でございますけれども、各種健康診断、それから、その他の事業ということで、インフルエンザの助成とか、各種業務に応じた検診が必要な事業などを行っているところでございます。

安本委員 それで、11 ページの執行残の部分ですが、どういう事業で残額になったのかお伺いします。

半田職員厚生課長 執行残の主なものでございますけれども、各種健康診断を医療機関に委託して実施しているところなんですけれども、その際の契約差金などがございます。あわせて、人間ドックの助成を行っているわけなんですけれども、予算枠に対しまして最終的に受診者が若干少なかったという状況でございます。

安本委員 人間ドックはわかりました。健康診断なんですけれども、本来健康診断を受けなければならなかった方が受けられなかったのか、それとも、安く済んだのか、どちらですか。

半田職員厚生課長 後段の理由になります。医療機関と契約を結んでいるわけなんですけれども、その際の差金が生じたということでございます。受診率につきましては 95%ほどになっております。

(再度審査請求等償還費について)

安本委員 出納局の出 2 ページに再度審査請求等償還費がありまして、小さい額、189万4,000円ですけれども、こういったものなのかももう一度お伺いしたいと思います。

大柴出納局次長 まず再度請求の仕組みについてですが、例えば自動車税の還付金などは、支払案内書を本人に通知して、それを持って銀行の窓口等で還付金を受け取っていただく仕組みになっております。それで、その有効期限が発行から 1 年となっております。1 年たった債権につきましては、一旦歳入に繰り入れまして、それ以降は再度、債権者から請求をいただいております。こちらの出 2 ページの不用額、再度請求額償還額の 189 万円余についてですけれども、これは見込みよりも、請求実績が少なかったための執行残となります。

安本委員 県民の方にお返ししなければいけないお金が残っているということですか。

大柴出納局次長 そのとおりでございます。

安本委員 1 人当たり 1 件当たり平均が幾らぐらいかわかりますか。

大柴出納局次長 1 件当たりの数字というのは手元にはございませんが、大体 8 割 9 割が自動車税の還付金になっておりまして、内容によって 1 件当たりの還付額については違いまして、平均の数字は今持ち合わせておりません。

安本委員 では、後で教えていただきたいと思っております。

(県庁舎における電気料について)

早川委員 歳出で、県有施設の電気料ですけれども、これは大切な質問で、庁内と例えば庁外、全体のものというのか、電気料というくくりで表示があるのか、それとも分けてあるのか、まずお願いします。

中澤管財課長 管財課では、本庁につきましていろいろな光熱費の支払い等を行っているところでございます。資料でいきますと、総 6 ページ庁内管理費 3 億 6,172 万円余の中に光熱費がございまして、電気料についてはこのうち 1 億 8,292 万

円余でございます。それから、出先機関については、それぞれの部局ごと、例えば合同庁舎であれば企画県民部、それぞれで計上し決算もしておるところでございます。

早川委員 職員も経費削減ということで御尽力されていると思うんですけども、電気料を、私も提案させていただいている、東京電力だけから購入するんじゃなくて、たしか期中で P P S から入札で削減したと思うんです。その時期はこれに入っているわけですか。その翌年でしたか。

中澤管財課長 御指摘のとおり、昨年度の後半から新電力を導入しておりますが、そちらについては出先機関ということになってございます。昨年の 10 月から始めておりますので、途中経過の実績的なもの、最終数字ではないですが、10カ月ぐらいで一応出しております。その結果でいきますと、出先機関、合同庁舎とかそういった機関については、5%程度の削減が図られたという途中の数字を把握はしております。

早川委員 たしか県庁内、この敷地内もいろいろな工事が落ちついたら、P P S 等も検討して大分経費削減になると思うんです。それはまだやってないですか。

中澤管財課長 本庁についてですが、電力入札にかけるためには1年間分の安定したデータが必要になります。今、いろいろな建物をつくりかえております。イメージでいいますと、まだ敷地の工事はやっておりますけれども、今年建物がほぼ完成しましたので、ここでデータをとっていきまして、来年度には1年間分のデータが上がる。そこで、本庁舎に関して新電力にするのか、検討するという事になります。

(不納欠損額について)

渡辺委員 確認したいと思います。質問1、決算の概要2ページ、使用料及び手数料で不納欠損額1,128万5,583円とありますけれども、これはどのぐらいの対象者というか、件数というか伺います。

大柴出納局次長 2ページの使用料及び手数料の不納欠損額1,128万円の内容につきましては、県営住宅の使用料がほとんどとなっております。個人11人に対する使用料でこの金額を不納欠損したところでありまして。

渡辺委員 11人で1,128万円という理解でいいですか。

大柴出納局次長 そのとおりでございます。

渡辺委員 平成25年度の状況はどうですか。わかったら教えてもらいたいなと思います。

望月会計管理者 使用料、手数料の平成25年度の不納欠損の額は905万1,000円余でございます。

渡辺委員 そのときのその対象の人数はわかりますか。

望月会計管理者 手元にそこまでのデータがございません。

(収入未済額について)

渡辺委員 収入未済額が非常に多いわけですが、主にどのような対応をされているんですか。

大柴出納局次長 貸付金や使用料、負担金など収入未済になっているものが多いですが、これらの債権は県民の重要な財産でありますので、県民負担の公平性、公正性を確保する観点から、まずは期限内納付を促し、滞納を未然に防止するとともに、適正な管理、回収を行うということで厳正な対応を行っているところです。具体的には、それぞれの債権を担当している所管課が庁内に 40 所属ほどありますが、それらが統一的な考え方のもとで事務処理を行うよう、滞納債権の処理方針、債権回収及び処理マニュアル等を策定しておりまして、それに基づいて適正な管理、回収等の取り組みを行っているところです。

(納税奨励事務費について)

渡辺委員 次に総 7、一番上ですが、納税奨励事務費という、15 億 6,225 万 5,000 円と大変な奨励金が出ているようですが、主にどういうところへ支払っているのか、簡単に教えてもらえればと思います。

鷹野税務課長 これは大部分が、個人県民税の徴収取扱費で、納税義務者 1 人当たり 3,000 円ということで市町村に交付をさせていただいております。

渡辺委員 1 人 3,000 円ということは、払わなかった人に対して 3,000 円ということですか。

鷹野税務課長 納税義務者ですから、住民税がかかった人 1 人当たり 3,000 円をベースにして、その計算で市町村に交付しています。事務費として交付しておるものです。

渡辺委員 取り立て費という言い方はおかしいかもしれないんですが、1 人に対して 3,000 円の経費がかかるということで算出しているということですか。

鷹野税務課長 これは地方税法の規定で、住民税、県民税と市町村民税をあわせて徴収いただくときに、1 人当たり 3,000 円程度、これは納期に納めてくれた方、滞納になる方、そういったもの全部含めて、要するに、ざっくり 3,000 円ぐらいかかるという計算のもとに払いなさいと決められておりますので、それを市町村に交付する事務費になります。

渡辺委員 わかりました。さっきばらつきがあるとかいろいろな話があったけれども、市町村によっては大分違うという現実もあるわけですね。それは今、お答えできないということですか。

鷹野税務課長 当然都道府県間でも徴収率にばらつきがあるように、市町村の中でもばらつきがあります。一番徴収率がいいところは例えば早川町とか小菅村とか小さなところはいいです。これは公表されていることですから、取り組みがいい悪いということではなくて、全体の徴収率がよくないところとすれば、例えば笛吹市のように固定資産税の滞納が結構あるところについては全体徴収率が悪いとかいうことにはなっております。

(消防学校費における継続費と繰越明許費について)

渡辺委員

次にもう 1 点、総 1 1、簡単に結構ですけれども、翌年度繰越予算の中で消防学校費。継続費と繰越明許が出ていますが、適正工期の確保のためということで 4,259 万 7,000 円、それから、3,437 万 3,000 円が出ていますけれども、適正工期確保のためにこの予算をどのように使うのか、その辺を教えてください。お願いします。

小澤消防保安室長 消防学校につきましては、旧来の施設が築後 40 年を経過しているということで、平成 25 年から 27 年度の 3 力年の継続費等を組んで整備を進めておるところでございます。このうち継続費につきましては、継続費の年割額と、入札等によりまして執行した額との乖離が生じておりますので、その生じた乖離の額を翌年度の工事が適正に執行できますように逐次繰越を行ったものでございます。繰越明許費につきましては、平成 26 年 9 月議会におきまして、造成工事と従前の施設のアスベストの除去に関する工事の予算の増額をお願いしたところでございますが、年度をまたぐ工事となることが当初から想定されたことから、全額を明許繰越としたところでございます。このうち約 6 割について、年度内に執行等が行えなかったことから、これらを繰り越して、翌年度に適正な工期を確保して工事を執行するものでございます。

渡辺委員

適正工期を確保するために予算をとったんじゃないかと、ちゃんとした工事をするためにとったと思うんですが、こういう予算のとり方はよくわからないんですけども、繰越明許をするときは、執行残があって、そして、次年度に繰り越して工事の完成を見るというのが普通の考え方。工期を確保するための予算があるということがよくわからないんですけども、今話をしていたら、ちゃんと完成するためにとったと。私が聞きたかったのは、この予算があれば工期が確保できるということなのか、それとも、この予算があればちゃんと工事ができるのかということ。私はこの予算というのは、工事をちゃんと完成するためにとるべきだと思うんですが、その辺の考え方はいかがですか。

小澤消防保安室長 例えば繰越明許費につきましては、平成 26 年 9 月補正によりまして、造成工事と既存の建物のアスベストの除去の工事の予算の増額をお願いしたところでございます。これは合わせ 6,300 万円余でございますけれども、もう 9 月の増額補正ということですので、年度内の全額執行が難しいことから、あらかじめその全額を明許繰越という手続をとらせていただきまして、そのうち、年度内に工事の契約、支払い等が終わった部分を除きます 4,200 万円余を翌年度、最終年度になります本年度に工事をすることにいたしましたものでございまして、もともと当初から 2 年度で工事をすることを想定していたものでございます。

継続費につきましても、平成 25 年度から 27 年度の 3 年間で工事を行うということで、あらかじめ年割額を決めまして工事を行っているんですけども、それで、年割のとおりとはいかないで、入札等によりまして差額が生じることがございます。それを最終年度に繰り越して、最終年度の工事を速やかに行えるように手続をとったものでございます。

渡辺委員

確認します。ちゃんと工事を完了するためにとった、そういう予算でいいですね。

小澤消防保安室長 そのとおりでございます。

(不納欠損額について)

大柴出納局次長 先ほど渡辺委員から御質問いただきました不納欠損額について、使用料・手数料の不納欠損額、この平成 25 年度の実績につきまして、その件数は何件なのかという御質問がございましたが、それにつきましては 12 件でございます。

その他 ・ 永井委員長から審査に当たり質疑の留意事項が口頭で示されたことに対し、遠藤委員より書面で示してほしい旨の要望があったため、次回の委員会時に配付することとした。

以 上

決算特別委員長 永井 学